



# 日刊動労千葉

## 國鐵千葉動力車勞働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）  
電話 { (鉄電) 千葉 2935・2939番  
          (公) 043(222)7207番

1998-6-23 No. 1806

1998-6-23 No 1806

1110.025 NO. 4808

# 「和解3条件」を きっぱり拒否しよう

の態を表す！

四八〇一號より續く

に問われている第二の課題は、藤井運輸大臣発言や、自民党一三党が提示した「和解3条件」を、きつぱりと拒否し、抗議の声を集中することだ。闘争団の仲間たちが怒りを込めて弾劾するとおり、これは「無条件降伏の強要」以外の何ものでもない。全国の労働者の怒りの声を組織すれば、間違いなくより大きな闘争支援陣形を創りあげることは不可能ではない。

しかし、ここでも問題は、主体の側にあると言わざるを得ない。国労本部は、非常に不透明な対応を続けていた。「和解3条件」に対し、次のような文書がだされてい るのだ。しかもその内容は、組合員には明らかにされていない。

# 1. 山崎自民党政調会長の提案に関する国労の考え方

闘争団はもとより、全ての組合員、そして国鉄闘争を支援してきた全ての労働者が国労本部の対応に注目し、闘争方針の提起を求めているときに、なぜ、毅然とした抗議の声明を発し、闘いを呼びかけることができないのか？ どうして「こんな和解条件は断固拒否する」と言えないのだろうか？

この文書は、6月3日付でだされたものだが、同じ日に国労本部

- この場合、組織内の意主統一を図るうえで「控訴しなくても良いという理由」 || 「担保」が必要となる。従つて「担保」について明らかにしてほしい。
- 国鉄改革の主旨を認めろという件について
- 既に、国労としてそのことは確認済みである。

決内容) も示されないので、判断は不可能である。

# 新聞 いの原点に 中 新たな出版発表! 中

今、我々に必要なことは何か？

を止めたり 改めて「自民改革の主旨を認めることは確認済み」だと言つたり、JR総連との関係改善について「環境整備」を求めたりすることが、果たして正しい方針だと言えるのだろうか？  
また、5・28判決についても、なぜ「5・28判決は、JRと政府いずれかの責任において解決すべきことを司法の名において示したもの」「一勝一敗」などと、勝訴したかのような言い方をしてごまかしてしまうのか？。

国鉄攻撃の本質は、中曾根が公言するとおりである。しかし、ここからわれわれが学ばなければならぬのは、「こんなひどい攻撃だつたのです」と確認することではない。攻撃の本質のなかから、国鉄労働運動の重要性・戦略性と、

同じである

労働運動は、闘うべきときにはの決断を回避すれば、自分を嘆願者の地位に落としめるしかなくなるものだ。一步また一步と後退を余儀なくされ、どのような攻撃も受け入れざるを得なくなり、ついには、その理念や原則までも引き降ろすしかなくなる。また、労働者の団結した力以外に、何か他の方法で活路が見いだせるのではないか、という発想に陥つたときも

ているとしか考えられない。

先にあつて、その物差しに合わせて、現実に起きていることの判断を歪め、ごまかしを重ねてしまつ

から各地方本部に流された電送文書では全く触れられずに、「3項目への対応については、早急に関係者間で意見交換を行つていく」とだけ記されている。なぜ、闘争団や組合員を欺くようなかたちで政府・自民党との「意見交換」をしようとするのか?。

また、同じ電送文書では、社民党から、「和解3条件」が伝達されたときの状況が、「秋葉政審会

結局ここには、政府が国労の味方になつたかのような幻想にとらわれて、「勝訴間違いなし」と主張し、それを前提に運動を組み立ててきた過ちが、再び繰り返されてゐる所考えようがない。

むしろ、5・28判決や「和解3条件」という現実の正確な分析から鬱いの指向性を定めるのではなく、「橋本政権に依拠した政治決着—和解路線」という観念だけが

自分たちに課せられていく使命を自覚することこそが必要なはずである。また、このような攻撃に敗けず、11年間闘いぬいたその大きな地平のなかにこそ、国鉄闘争と日本の労働運動の勝利の展望があることを学ばなければならない。

○ 国労の原点はどこへ  
國労本部が前述の「國労の考え方」をまとめたその日の総決起集会で、九州の闘争団の仲間は、「自民党の和解あつ旋3条件は、私たちにとづては、首切りを認めろ」ということだ」「無条件降伏を迫り、11年間の人生を否定するようなものだ。われわれは勝利の日まで闘う以外ない」と不屈の決意を表明している。

国労本部は、この怒りの声と闘いへの決意をどう聞いたのだろうか。未だ橋本政権に依拠した政治決着路線に固執し、場合によつては、「和解3条件」の土俵にすらのろうとしているのだ。こんなことをしていたら、11年間の闘いは水泡に帰すことになつてしまふ。これは、国労が国労でなくなつてしまふことを意味するものだ。敵の狙いははつきりしているのだ。今こそ闘いの原則にたち還ろう。

## 一 先協議による 二 國労遣しの曲筆

自民、社民、さきがけ三党による「政策協議」の場は、明らかに国労と国鉄闘争の解体機関としての役割を果たしている。これは、絶対にはつきりと見えなければいけない点だ。何よりも橋本は、当時の運輸大臣であり、分割・民

## 国産清しの画策者

自民、社民、さきがけ三党による「政策協議」の場は、明らかに国労と国鉄闘争の解体機関として

の役割を果たしている。これは、絶対にはつきりと見すえなければいけない点だ。何よりも橋本は、当時の運輸大臣であり、分割・民

営化攻撃を仕掛けた首謀者だ。この単純な事実から考えても、三党協議の場が「意義深いもの」であるはずはない。自民党は、社民党を手玉にとり、国鉄闘争を潰すための手先としてフル活用し、国労の屈服を迫っているのだ。

「解決に向けての政府の動きは変わらない」というが、問題はその「解決」の中味だ。橋本政権にとつては、「和解3条件」を国労にのませることこそが「解決」であり、それを一步も譲るつもりないという意志を示したのが5・28判決である。言うまでもなく、われわれにとつては、こんなものは「解決」でも何でもない。闘いは今ここで火花を散らしているのだ。「解決」と言うときには、このことをはつきりさせなければならぬ。

実際、社民党が考へてゐるのはJR連合が主張する線に他ならぬ。つまり、「国労は明確な路線転換を図り、一〇四七名問題は、採用差別事件としてではなく、新たな雇用問題」と位置づけることが解決の前提だ」という立場だ。

現在、自・社・さ三党の実務者による「三人委員会」が設置され、一〇四七名問題の協議が行われている。自民・社民・さきがけは、この「三人委員会」で、いかにして国労の息の根を止めるのかをめぐる謀議を交わしているのだ。もし国労が、このような三党協議に与するとしたら、それは自殺行為に他ならない。

今こそ原点に還ろう。今日の国  
鉄闘争は、現場からの怒りの声が  
「大胆な妥協」方針をきつぱりと拒  
否し、覆した修善寺大会から始ま

つた。この原点に還り、自民党の「和解3条件」や三党協議による「解決」を毅然として拒否しよう。自民党・橋本政権は、分割・民

強要に他ならない。その意味で、より悪質な全面降伏を迫る攻撃だ。しかも、基本理念を投げ捨てた現在の社民党は、戦後史を画するような反動的諸政策の手先となつてゐる。小選挙区制も、消費税5%も、年金法改悪も、沖縄軍用地の

一方、われわれの側には、11年間の闘いの地平がある。つまり、一切は、われわれ自身の決断とハラ構えにかかっているということだ。これまでの行きがかりや、新たな闘いへの躊躇から、この決断を鈍らせたり、回避するようなことはあつてはならない。

「8・30申し入れ」に象徴されるような、橋本政権に依存した政治理決着―和解路線に対する敵の回答が5・28判決や「和解3条件」であつた以上は、毅然とした抗議の意志を込めて、「8・30申し入れ」の撤回を通告し、内外に新たな闘いの宣言を発することが求められている。国労本部の主観的な意図や判断がどの辺にあつたかは別として、この申し入れ以降の国労の対応は、足元を見透かされてしまうような結果を招いてしまつたことだけは否定できない事実として見る必要がある。重要な点はこの関係をいかに逆転し、反撃への拠点をつくるのかということだ。「和解3条件」拒否】【「8・30申し入れ」撤回】の鮮明な態度表明こそが、その出発点である。

[הו]

30「申し入れ」撤回の鮮明な態度  
表明こそが、その出発点である。